

2024年11月吉日

組合員 賛助会員の皆様

全国仮設安全事業協同組合
常務理事 小池 廣治 (安全監理部担当)

「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」の講師養成研修についてのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、組合員各社が自社で「フルハーネス型墜落制止用器具に関する特別教育」を実施する場合の講師研修会を別添1のとおり開催することとなりました。

ご希望の方は、下記の出欠確認欄に必要事項をご記入のうえ、ご返信下さいますようお願い申し上げます。

なお、研修終了後には修了証も発行いたしますので、この機会に是非受講いただけますようご案内申し上げます。

敬具

出欠確認欄

会社名： _____

担当者： _____ 連絡先： _____

担当者メールアドレス： _____

受講者氏名	役職	生年月日	保有資格：該当の数字に○
			1 仮設安全監理者 2 足場作業主任者 3 とび一級、二級 4 その他 ()
			1 仮設安全監理者 2 足場作業主任者 3 とび一級、二級 4 その他 ()

※ 3名以上希望される場合は、別途参加者名を記載したものを添付下さい。

(氏名・役職・生年月日・保有資格が記入されていれば、様式の指定はございません。)

返信先：全国仮設安全事業協同組合本部事務局 安全監理部

住所：〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 15-18 EDGE 小伝馬町ビル 5 F

TEL. 03-3639-0641 FAX. 03-3639-0640

担当：佐久間・松下

※ 2024年12月20日(金)までに FAX (03-3639-0640) 又はEメール (a-sakuma@kasetsumanzen.or.jp) にてご返信下さい。

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育の講師研修会 実施要領

1. 目的

自社向けに行う「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」の講師として、当組合作成の教本を使用・実施する際の講義のポイントを講師に説明することを目的とします。

2. 研修内容

- (1) 講習会教本に基づいて指導要点の解説
- (2) 特別教育実施にあたっての説明

3. 開催

開催日時

- ①日 時：2025年 1月 21日（火）9：30～16：30
 - ②実施方法：リモート（Zoom ミーティング）を使用したオンライン研修会になります
 - ③内 容：今回の研修会について
 - 第1章 労働災害の実情
 - 第2章 作業に関する知識
 - 第3章 墜落制止用器具（フルハーネス 型のものに限る。）に関する知識
 - 第4章 労働災害の防止に関する知識
 - 第5章 関係法令実習について
特別教育実施にあたって
- ※ 研修会終了後、修了証を発送いたします。

- ④対 象：以下のいずれかの資格を有するもの
 - ・仮設安全監理者資格取得者
 - ・足場の組立て等作業主任者技能講習修了者
 - ・とびに係る一級又は二級技能試験合格者
 - ・その他資格取得者（労働安全コンサルタント、施工管理技士等）

4. 費用

受講料：27,500円（税込）

5. 問い合わせ先

全国仮設安全事業協同組合 本部事務局 安全監理部 担当:佐久間

TEL. 03-3639-0641 FAX. 03-3639-0640

以上

補足事項（足場・フルハーネス共通）

<オンライン研修での注意点>

【事前準備】

- ・インターネット接続が出来るパソコン（カメラ、マイクの機能を備えた）が必須となりますので各自でご用意ください。
- ・今回のオンライン研修で使用しますアプリは Zoom ミーティング (<https://zoom.us>) となります。アプリのインストール・接続確認は各自で行っていただけますようお願いいたします。

【参加方法】

- ・ミーティング ID 及びパスワードはお申込時にご記入いただいた [担当者メールアドレス] 宛に開催日の 1 週間前を目途にお送りいたします。
- ・[担当者メールアドレス] 宛に届いたミーティング ID 及びパスワードにて Zoom ミーティングに参加してください。
- ・研修会の 20 分前より Zoom に接続できるよう設定いたしますので、事前に入場していただけますようお願いいたします。（研修会開始前にマイクをオンにして音声確認を行ってください。また、研修中は受講者の顔が確認できる状態にして下さい。）

<受講に関連した「よくある質問」>

Q 1 特別教育講師の資格として「特別教育講師養成研修を受講すること」は必須ですか

- A 1 厚生労働省の職場の安全サイト「安全衛生キーワード」の「特別教育」には『特別教育の講師については、資格要件は定められていませんが、教育科目について十分な知識と経験を有する人でなければなりません。』との記載となっております。（昭和 48 年 3 月 19 日付 基発第 145 号 に同様の記載があるようです。）
ですので、特別教育講師養成研修を受講されなくても、教育科目について十分な知識と経験を有する人であれば、特別教育の講師の要件を満たしていると思われます。

Q 2 特別教育の受講修了証の作成については法令で決まっていますか。

- A 2 法令等では決まっていません。また、修了証の様式もありません。
厚労省の見解として、「墜落制止用器具に係る質疑応答集」（令和元年 8 月厚生労働省 労働基準局安全衛生部 安全課）には「（特別教育の）修了証は特別教育の実施者が自主的に発行しているものです。」と記載されています。

Q 3 会社として、特別教育を受講した者の管理は必要ですか。

- A 3 事業者は、特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、これらを 3 年間保存しなければなりません。（労働安全衛生規則：第 38 条）